

移行支援計画(記載例)

参考											
移行支援計画フォーマット	記載例入り										
	作成日: ●年●月●日										
	作成者: ●●●●										
フリガナ					性別	男	生年月日	●年●月●日 (15歳)			
氏名	A君						連絡先				
主たる障害名	自閉症スペクトラム	重複している障害名	知的障害	手帳の等級	療育身体精神	A	支援区分	行動関連項目合計点數	18点		
入所経緯と状態像	小学2年時、本見の情緒が不安定になることが多く、家族から養育に不安があるとの訴えがあり、本見が大声を出したり、眠らない日が続くと、どうしても本見を叩いてしまう時がある等の様子も見られたため、家族と相談の上、措置入所。月1回の帰宅をしているが、帰宅時は本見の要求が強く表れており、家族も抑制出来ないため、日常家族と生活するのは困難である。AOLは、週1回程度職員が確認をしているが、おおむね自立している。コミュニケーションは1〜2語文で話すことが、要求を伝えることができる。納得がいかなかったり、体調が悪かったりすると騒ぐ、叩く等せざる得ない状況になる時があるが、予測できるため配慮することができる。										
本人の意向	常に家に帰りたいと考えている。										
保護者等の意向	親元から離れて、GH等で生活してほしい。日中は、本人の得意なところを活かせる場所がよい。										
本見の強み	<ul style="list-style-type: none"> 自分の主張を相手に伝えることや、困ったことがある際には人に助けを求められることができる。また挨拶が出来、お礼を言うことができる等、人への信頼感が高い。また、人を意識して模倣することができる。 手先が器用でハサミ、カッター等の道具を使うことができる。 										
家族の強み	家族は、本見の主張を汲み取ろうという意思があり、月に1回の帰宅を欠かしたことはない。										
本見の移行に向けて解決していくこと	<ul style="list-style-type: none"> 納得がいけない等の際に落ち着かないときがあり、そのような時には、他者に影響を及ぼす行動(騒ぐ、叩く)がある。職員にも支援してもらおうが、少しでも自分で落ち着けるように取り組めるとよい。 夜間、起きるときがある。(部屋から出てくるが、声をかければ、布団に入っている。)起きた場合は、皆が起床するまで静かに過ごせるように出来ることよい。 家に帰りたいと考えているが、家族はGHでの生活を望んでおり、家庭に帰るのは難しい。居住の場としてGHを移行先に考えており、GHでの生活に前向きに取り組めるように取り組めるとよい。 										
家族が移行に向け配慮してほしいこと	親戚や近所を頼ることができない。両親のみで子育てをして来た。特に母親は、本見との関わりについて、うまくいかないと感じると一人で悩んでしまい、疲れて余裕なくなることがあるため定期的に相談に乗ってほしい。初めて会う人と話すのは苦手である。信頼できる方に話し合いに参加してほしい。										
支援方針	本人の状態像から、夜間も見守りがあり、常駐しているGHもしくは、施設入所での生活が必要である。家庭とは月1回の帰宅を継続していくことが望まれる。高校1年時より、見学、体験を行い、高校2年末に進路決定。高校3年時は、慣れるための実習を行い、新たな支援者への引継ぎの一年としたい。日中の場合は、送迎が条件になる。本見の得意なところを生かし、支援学校と連携し実習を行い、進路選択していく。金銭の管理も難しく、家庭の状況もあり、後見人制度の利用も検討したい。										
長期目標	<ul style="list-style-type: none"> GHで生活し、日中は本人が集中できる木工作業に関わる活動が出来るようになる 余暇では給料で、大好きな紙工作のキットを買う(壁一面作った作品を飾る)等、サポートを受けながらも自分の意思で過ごすことができるようになる。 自宅に外泊する際は、保護者とのコミュニケーションで興奮せず落ち着いて過ごせるようになる。 										
移行後の居住の場(予定)	グループホーム	移行後の日中の場(予定)	生活介護	移行予定年月日	●年 ●月 ●日						

	現状	支援目標	支援内容・方法	評価	
【短期目標】	1	「〇〇したい」「〇〇しない」等、意思を話すことができるが、叶わないと騒いでしまう。また、高い声や予想のつかない他の人の動きが苦手である。苦手な場に居続けると騒いだりしてしまいが、模倣が出来るため落ち着くための呼吸等の練習が出来る。落ち着けることで受け入れ先が広がる。	興奮した時には、深呼吸をして落ち着くことが出来るようになる。	職員と一緒に深呼吸の練習をし、職員が今だよと言ったら深呼吸をする。1人の職員だけでなく、複数の職員と取り組む(将来GHの職員にも引き継ぐ)	
	2	GHで生活することを想定し自分の洋服を洗濯し、洗濯物を管理できるように取り組む。職員のサポートがあるところでの行動は行うことができる。目に見える形(シール等)で評価をしていくと、行動のモチベーションが保てる。	まずは、職員の模倣をしながら、洗濯から洗濯したものの管理までの一連の行為ができるようになる。	模倣と、絵カード、手順表を用いる。より分かりやすいように洋服をしまう位置等、構造化する。洗濯機や洗剤は、楽しみにもなり、本見のモチベーションにもなるので一緒に買いに行く。(取組はGHでも行えるようにする。)	
	3	職員との距離感が近づきすぎる傾向があり、自分の要求と一緒にいたいため居続けてしまう。	職員といたくでも、職員の声がけで自分の部屋に行くことができるようになる。	職員から離れてどのように行動するかを決めておく。 ①職員が声をかけたら、自分の部屋へ行く。 ②部屋でDVD等を見て過ごす 離れて過ごすことが出来たら、後で職員と一緒に過ごせる時間を保証する。	
移行スケジュール(長期/年度)					
年度	前期		後期		
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 関係者会議を開催し、情報の共有と移行先の方向性を定める。 相談支援専門員を通じて、自立支援協議会、移行候補先に情報の提供を行い、見学等の依頼をする。 		<ul style="list-style-type: none"> 移行先の見学を行う。(3か所)(必要であれば関係者会議を実施する) 施設内において自活訓練等を利用し移行した後の生活のイメージを持たせる。 		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 関係者会議を開催し、生活の場、日中の場、それぞれの体験と実習についての計画を立て、関係機関で同意する。 体験や実習に対してサポートを行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 関係者会議を開催し、生活の場、日中の場、それぞれの移行先を絞り込み、概ね方向性を決める。 体験や実習に対してサポートを行う。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> 関係者会議を開催し、移行へ向けた計画を立て、関係機関で同意する。 移行先での実習を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 移行先との引き継ぎを行う。 		

移行支援計画(記載例)

移行スケジュール (短期/6ヶ月)						
NO	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	個別支援計画・移行支援計画の立案	関係者会議の開催(当施設、支援学校、相談支援専門員、市町村担当者、児童相談所)	移行先候補市町村自立支援協議会への参加、もしくは情報提供	GHの見学、3か所(施設と相談支援専門員)		個別支援計画・移行支援計画の振り返り
2	保護者との面談(児童相談所も参加)		支援学校から日中の施設見学	障害児入所から日中の施設見学		保護者との面談(児童相談所も参加)
3	教育支援計画の面談への参加					教育支援計画の面談への参加
移行において必要と思われる関係者・諸機関による具体的支援内容						
機関名	特別支援学校	相談支援事業所	児童相談所	グループホーム事業所		
担当	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
連絡先	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
支援内容	教育支援計画の実施 日中活動の場の模索 実習への準備・付き添い	自立支援協議会への提案 GHの見学、体験の相談	各種会議の管理・運営 受給者証の発行 保護者との連絡調整	見学・体験の受け入れ 事業者での受け入れの検討		
機関名	●●市	発達障害者支援センター				
担当	〇〇	〇〇				
連絡先	〇〇	〇〇				
支援内容	体験の支給決定 移行予定先の自治体	移行を見据えた支援への助言、環境の設定				
備考						
	●●年●月●日	保護者氏名: ●● ●●	児童発達支援管理責任者: ●● ●●			

○ 障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全計画に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

令和6年4月1日から義務化されます。



① 安全計画の策定の義務化

- 安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。



③ 保護者への周知の義務化

- 障害児の安全に関して保護者と連携が図られるよう、**保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。**



④ 安全計画の定期的な見直し

- 安全計画は**定期的に見直し**を行い、必要に応じて変更してください。



② 従業者周知、定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して**安全計画について周知**するとともに、**必要な研修及び訓練の定期的な実施**が義務化されます。
- **研修の実施内容について記録してください。**
- **訓練の実施内容について記録してください。**

各 障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

第208回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。また、令和4年9月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案も発生しております。

こうした中、上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)」において、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等(以下「事業所等」という。)については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を各事業所等において策定すること(令和5年4月1日から1年間は努力義務とし、令和6年4月1日から義務化)とされたところです①。

事業所等における安全の確保に関する取組については、既に児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等において示しているところですが、今般、安全計画を各事業所等に策定いただくに当たり、既存の取組を踏まえた留意事項等を以下のとおり整理していますので、各都道府県・指定都市・中核市の担当部局におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所等に対して遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

① 児童発達支援センター等の児童福祉施設に対し、安全計画の策定を義務付けている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第6条の3の規定については、同令第1条第1項第3号の規定により、都道府県等が条例を定めるに当たって従うべき基準となっている。

記

【新省令に基づく安全計画策定の規定内容について】

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「通所支援基準」という。)及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「入所施設基準」という。)に基づき全ての事業所等は、**令和5年4月より当該事業所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない。**(設備運営基準第6条の3第1項、通所支援基準第40条の2第1項、入所施設基準第37条の2第1項)

○ **安全計画では、事業所等の設備の安全点検の実施に関する事、従業者や児童に対し、事業所内での支援時はもちろん、散歩等の事業所外活動時や、事業所等が車両による送迎を実施している場合における車両での運行時など事業所外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組等を確実に行うための従業者への研修や訓練に関する事などを計画的に行うためのものであることが求められる。**(設備運営基準第6条の3第1項、通所支援基準第40条の2第1項、入所施設基準第37条の2第1項)

○ **策定した安全計画について、管理者など事業所等の運営を管理すべき立場にある者(以下「管理者等」という。)は、実際に児童に支援を提供する従業者に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施しなければならない。**(設備運営基準第6条の3第2項、通所支援基準第40条の2第2項、入所施設基準第37条の2第2項)

○ 管理者等は、利用する児童の**保護者等**に対し、**家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を通所開始時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。**(設備運営基準第6条の3第3項、通所支援基準第40条の2第3項)

○ 管理者等は、PDCAサイクルの観点から、**定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。**(設備運営基準第6条の3第4項、通所支援基準第40条の2第4項、入所施設基準第37条の2第3項)

【安全計画の策定について】

○ 事業所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、事業所の設備等の安全点検や、事業所外での活動等を含む事業所等での活動、取組等における従業者や児童に対する安全確保のための指導、従業者への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール(安全計画)を定めること。(具体的な安全計画のイメージについては、「事業所安全計画例」別添資料3などを参考の上で作成すること)

○ 安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」別添資料4などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこととする。

○ 以上の一連の対応を実施することをもって事業所等における安全計画の策定を行ったこととする。

【児童の安全確保に関する取組について】

○ 児童の安全確保のために行うべき取組については、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、障害児入所施設運営指針、マニュアル(バス送迎の安全管理マニュアル②)等に基づき取組が既になされていることが想定されるものや、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定に基づく安全計画(以下「学校安全計画」という。)の策定など幼稚園の取組内容等を踏まえ、以下のようなものが考えられる。

なお、当該内容は例示であって、地域や各事業所等の特性に応じ、独自に取り組む安全対策等を行うことを否定するものではない点に留意されたい。

①安全点検について**(1)事業所・設備の安全点検**

- ・ 事業所等の設備等(備品、遊具等や防火設備、避難経路等)定期的③に、文書として記録④した上で、改善すべき点を改善すること
- ・ 点検先は事業所内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと

② こどものバス送迎・安全管理マニュアル(令和4年10月)

③ 学校安全計画は每学期1回以上(年に3回目途)とされている

④ 事故防止等マニュアルでは年齢別のチェックリストの作成が奨励されている

(2)マニュアルの策定・共有

- ・ 通常支援時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築すること
- ・ リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、バス送迎)での従業者が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること
- ・ 緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事(119番通報))を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと
- ・ これらをマニュアルにより可視化して常勤職員だけでなく非常勤職員、補助者も含め、事業所等の全従業者に共有すること

②児童・保護者への安全指導等**(1)児童への安全指導**

- ・ 児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が事業所等の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること
- ・ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること

(2)保護者への説明・共有

- ・ 保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通所の保護者には、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること
- ・ 保護者に対し、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容を説明・共有すること
- ・ また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと

③実践的な訓練や研修の実施

- ・避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。
- ・救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンRの使用等)の実技講習を定期的に受け、事業所内でも訓練を行うこと
- ・不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行うこと
- ・自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は常勤職員だけでなく非常勤職員も含め、事業所等の全従業員が受講すること

④再発防止の徹底

- ・ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること
- ・事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、①(1)の点検実施箇所や①(2)のマニュアルに反映した上で、従業員間の共有を図ること

【安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項】

○ リスクの高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、車両送迎等)での対応を含む事業所内外での事故を防止するための、従業員の役割分担等を定めるマニュアルや、緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者侵入等)時における従業員の役割分担や保護者への連絡手段等を定めるマニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行うこと

○ 事業所内活動時はもちろん、散歩などの事業所外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、従業員間の役割分担を確認し、見失うことなどがないよう留意すること

その際、保育所等での児童の見落とし等の発生防止に関して発出されている事務連絡のうち、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」別添資料5や「園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項」別添資料6が参考となるので、参照すること

○ 児童を取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要があること。例えば、災害については、地震、風水害、火災に留まらず、土砂災害、津波、火山活動による災害、原子力災害などを含め、地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと

○ 事業所等において、車両による送迎を実施している場合についても、事業所等が実施し、提供するサービスである以上は、支援提供時間外であるとしても、常に児童の行動の把握に努め、従業員間の役割分担を確認し、児童の見落としなどが無いよう対応が必要であること

このため、前述のバス送迎の安全管理マニュアルについて、既にある事業所等のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各事業所等での取組の補助資料として活用し、車両送迎の安全管理を徹底すること

また、令和5年4月より、事業所等において、①降車時等に点呼等により児童の所在を確認すること、②送迎用車両への安全装置の装備(②については児童発達支援事業所、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所を対象とする)を義務づけており、別途示している内容に沿って引き続き適切に対応すること別添資料7(第三留意事項の2及び3を参考)

○ 都道府県、指定都市、中核市は、新省令の規定に基づき事業所等が安全計画を策定し、当該計画に基づく安全確保のための取組を行っているかを指導・監査する必要があるが、当該指導・監査は、「指定障害児通所支援事業者の指導監査について」(平成26年障発0328第4号厚生労働省社会・援護局障害保健副支部長通知)の別添1「指定障害児通所支援等事業者等指導指針」における(別紙)「主眼事項及び着眼点等」の着眼点の欄中の「(1)指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画という。)」を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。」の規定に基づき実施すること。

別添資料1 児童福祉法関連 参照条文

別添資料2 学校保健安全法関連 参照条文

別添資料3 事業所等安全計画例

別添資料4 事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

別添資料5 保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

別添資料6 園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項

別添資料7 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)

(36) 障害児支援における安全管理について

<参考1>安全計画の作成の例

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	避難経路点検 緊急連絡表作成 園舎破損箇所点検	遊具の点検 園庭鍵の点検 散歩コースの危険箇所の確認 毛虫駆除	プール・プール周りの 柵の点検 園庭備品の点検	園庭全体(鍵・フェンス・ターザンロープ・排水溝)の点検 防火設備点検	エアコンの確認	プール片づけ 散歩コースの点検 (散歩コース内の公園の遊具を含む)
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	暖房器具の点検 使用方法・掃除 園舎破損箇所の点検	冬季に向けての冬囲い 園外水道の水抜き 除雪道具の点検 滑り止めマット	冬用遊び道具の点検 防雪用ネットの点検 送迎車両の点検 氷割り	散歩経路(冬用) 危険箇所(屋根上の雪、滑りやすい箇所)の確認	散歩経路の確認 暖房・ボイラーの確認 防火設備点検	雪解け園庭周りの確認 氷割り

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検) 予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル			
<input type="checkbox"/> 午睡	2015年 1月 25日	2024年 8月 1日	支援マニュアルに明記
<input type="checkbox"/> 食事	2004年 2月 18日	2024年 5月 1日	支援マニュアルに明記
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	2007年 3月 14日	2024年 6月 1日	支援マニュアルに明記
<input type="checkbox"/> 園外活動	2004年 2月 18日	2024年 6月 1日	支援マニュアルに明記
<input type="checkbox"/> バス送迎(※実施している場合のみ)	2004年 8月 29日	2024年 5月 1日	送迎マニュアルに明記・毎朝の読み合わせ
<input type="checkbox"/> 降雪(※必要に応じ策定)	2004年 1月 31日	2024年 12月 1日	掲示
災害時マニュアル	2009年 12月 15日	2024年 9月 1日	掲示
119番対応時マニュアル	2023年 4月 1日	2024年 4月 1日	掲示
救急対応時マニュアル	2004年 9月 22日	2024年 4月 1日	掲示・支援マニュアルに明記
不審者対応時マニュアル	2015年 7月 4日	2024年 5月 1日	掲示・支援マニュアルに明記

(36) 障害児支援における安全管理について

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（施設の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上3歳未満児	遊具遊びや散歩時の事故防止	熱中症対策 水遊びの事故防止	地震や災害 道路の歩き方	冬道の歩き方 園庭の遊び方(冬バージョン)
3歳以上児	遊具遊びや散歩時の事故防止	熱中症対策 水遊びの事故防止	地震や災害 道路の歩き方・信号の見方	冬道の歩き方 園庭の遊び方(冬バージョン)
学齢期	遊具遊びや散歩時の事故防止 下校時の歩き方・信号の見方	熱中症対策 水遊びの事故防止 下校時の歩き方・信号の見方	地震や災害 下校時の歩き方・信号の見方	冬道の歩き方 下校時の歩き方・信号の見方 公園での遊び方(冬バージョン)

(2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
おたよりで周知	おたよりで周知 面談	おたよりで周知	おたよりで周知 アンケート・面談

(36) 障害児支援における安全管理について

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難訓練等	21日(金) 火災	19日(金) 火災	16日(金) 火災	21日(金) 火災	18日(金) 午睡時火災(幼児)	15日(金) 火災
その他 ※1	人数確認 アレルギー受け渡し エビペンの使い方	不審者対応	送迎時の安全	熱中症対策 水遊び対策	安全運転講習	エビペンの使い方 車を離れる際
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難訓練等 ※1	20日(金) 水害・火災	17日(金) 地震・火災	15日(金) 地震・火災 (幼児:大避難訓練)	19日(金) 地震・火災 (学童:大避難訓練)	16日(金) 地震・火災	15日(金) 地震・火災
その他 ※2			送迎時の安全	そり滑りについて		

※1 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エビペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
人数確認	直接処遇職員・1年目職員
アレルギー・エビペン	直接処遇職員・1年目職員・給食室職員
送迎時の安全	送迎担当職員

(36) 障害児支援における安全管理について

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
アレルギー・エビベン(園内実施) 人数確認(園内実施)	熱中症対策(園内実施) 水遊びについて(園内実施) エビベンの打ち方(園内実施) 車を離れる際(園内実施)	安全を守る取り組み(園内実施)	そり滑りについて(園内実施)

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

上級応急手当講習
リスクマネージャー養成研修

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

- ・毎月ヒヤリ・ハットの集計と分析(SHELモデルでの分析)
- ・社内ネットと打ち合わせでの共有

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- ・破損箇所、危険箇所のチェックと修繕などの環境整備
- ・消防署からの訪問と消火指導(6月)

※安全計画は毎年12月の委員会で見直しを行う。

事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

(別添資料 5)

実施時期	取組内容
年度始め ※取組が不十分の場合は 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報）の実施に関する年間スケジュールを定める ・自治体を実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・職員の採用時等の研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める
6月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
随時 ※職員の採用時又は児童 の入園時	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用時等にオンライン研修等の受講機会を設ける ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事案 含む	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する

保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

令和元年6月21日

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等における散歩等の園外活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動である。この園外活動が、安全に配慮された上で積極的に行われるよう、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及びその解説において示している内容とあわせ、安全管理に関する留意事項を以下のとおりお示しする。

1. 保育所等における園外活動について

- 保育所等において、散歩等の園外活動を行うことは、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要である。
- 園外活動を行う際には、子どもの発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験となるよう、指導計画に基づいて実施することが重要である。
- この上で、園外活動の際には、公園等の目的地や保育所等までの移動時も含めて、安全に十分配慮することが必要となる。
- 子どもの発達によって、身体の大きさ・運動能力・視野等の周囲の状況の認知の特性、交通ルールの理解等は変わってくる。園外活動の計画時、実際の活動時を通じて、乳幼児の特性を踏まえた対策をとることが重要である。

2. 園外活動における具体的な安全管理の取組

(安全に園外活動を行うための取組)

- 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。

※ 園外活動における具体的な安全管理の取組の例として、特に保育所等で日常的に行われる散歩時の安全管理の取組（例）を別紙1に示す。

（別紙1）

なお、遠足等の園外活動を行う際も、同様に子どもの安全管理に留意することが重要である。

散歩時の安全管理の取組（例）

○ 事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて明確にし、全職員の協力体制の下、日常的な安全点検や安全に関する指導等を積み重ねていくことが重要である。また、あと一歩で事故になるところであったというヒヤリ・ハット事例を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

（事故発生時の対応に関する日常の備え）

○ 事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めたマニュアルを作成し、全職員の共通理解を図る。さらに、職員に対する救急救命講習や、事故対応に関する実践的な訓練及び園内研修の機会を設けるなど、事故発生時の対応についても、日頃より取組を行うことが重要である。

○ 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察、医療機関等の関係機関との間で整えておく。緊急時に協力や援助を仰げるよう、日頃から地域の中で様々な機関や人々と関係を築いておくことも大切である。

※ 園外活動を含む保育所等での事故防止及び事故発生時の対応については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成28年3月)も合わせて確認すること。

・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成28年3月)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

（子どもに対する安全の指導）

○ 子どもが交通安全の習慣（例えば、道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、交通状況を確認すること等）を身に付けることができるよう、日常生活における具体的な体験を通して、交通ルール（信号に従った行動、横断歩道の使用等）に関心をもたせるなど、年齢に応じた適切な指導を繰り返し行うことが求められる。この際には、地域の関係機関と連携して、子どもが交通安全について学ぶ機会を設けるなど指導の工夫を図るとともに、家庭においても交通安全の習慣を身に付けられるよう、保護者との連携を図ることが重要である。

（1）事前準備

○ 散歩の経路、目的地における危険箇所の確認

- ・交通量、道路設備、工事箇所等を確認し、事故の危険がある場所の確認を行う。
- ・また、危険な動植物と接触する可能性がある場所、不審者との遭遇に注意すべき場所についても確認を行う。
- ・特に、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、事前の下見を行う。また、経路に変更がないとしても、工事等により危険箇所が新たに発生する場合もあることに留意する。
- ・確認した箇所については、記録を付け、他の職員への情報の共有につなげる。

○ 危険箇所等に関する情報の共有

- ・危険箇所の確認を通じて得られた情報を全職員で共有し、認識の共有を図る。
- ・認識の共有に当たっては、危険箇所の一覧表や散歩マップ（目的地までの想定経路、病院・交番・AED設置場所等の情報を含む。）の作成、現地の写真の活用等の工夫を行うことが考えられる。
- ・また、保育所等の周辺に関する情報を、保護者や地域住民、関係機関と共有することも重要である。

○ 散歩計画の作成（※散歩計画の例は別紙2参照）

- ・散歩の目的地、ねらい、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者等について計画を作成する。
- ・この際には、共有された危険箇所を元に、安全な目的地や経路を設定する。
- ・子どもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認する。

（2）出発前

○ 天気、職員体制、携行品等の確認

- ・当日の天気を確認する。天気にあわせた持ち物等の準備が必要かについても確認する。
- ・事前に作成した散歩計画に、当日の状況（天気、子どもの人数、引率者）を反映する。
- ・職員間で安全対策や子どもに関する事項について、情報共有を行い、役割分担を確認する。

- ・必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行う。携行品については、必要に応じて、複数職員で携行する。
 - ※ 携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、子どもの名簿、防犯ブザー、ホイッスル、筆記用具等
 - ※ 園ごとの状況に応じ、必ず携行する持ち物、状況に応じて携行する持ち物を整理しておくことも重要。
- ・ベビーカーや散歩バギーの乗車時の安全確認を行う。ブレーキやタイヤの点検を行うとともに、ベルトの使用や適正な乗車人数等、適切な使用方法について確認する。

○ 子どもの状況等の確認

- ・子どもの健康状態を確認の上、散歩参加の可否を判断し、実際に散歩を行う子どもの人数を確認する。
- ・個別に配慮が必要な子どもの有無について確認する。
- ・迷子等の緊急時に備え、出発時の子ども全員の服装を確認する。必要に応じてカメラによる撮影等を行い記録する。
- ・子どもの服装について、安全性、体調、天気や気温等への配慮（裾を踏んで転倒したり、フード等が遊具等に絡まったりひっかかたりする恐れがないか、暑すぎたり寒すぎたりしないか等）といった観点から確認し、衣服の調節を行う。

○ 保育所等に残る職員等に対する情報共有

- ・出発する前に、散歩計画に実際の出発時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩に出発した旨を共有する。

(3) 道路の歩き方

○ 道路を歩く際の体制・安全確認等

- ・車道の歩行は避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
- ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、職員は子どもより車道側に位置し、子どもが車道から遠い側を歩く等のルールを決め、移動する。
- ・交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止場所等では、一時停止し、安全確認を行う。
- ・交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する。また、ガードレールの有無等の状況について注意を払う。
- ・道路や踏切の横断時には、特に安全確保に注意を払い、職員の位置取りや子どもの列の組み方、横断に必要な時間等に注意を払う。

- ・ベビーカー等を使用する際には、指、腕、頭を挟んだり、ぶついたりしないよう注意する。また、停止時にはブレーキがかかっていることを確認する。
- ・常に道路周囲の状況、危険物、障害物の有無を確認し、駐車中の車・バイク等、動植物、落ちているごみ等に子どもが触れる可能性に注意を払う。
- ・自動車や自転車とすれ違う際には、止まって待つ。また、歩行者等とすれ違う際、相手が手に持っているもの（傘、カバン、たばこ等）に子どもが接触する可能性に注意を払う。手をつないでいる場合には、一列になる。
- ・階段昇降時には、状況に応じて、子ども同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。段差があるなど子どもがバランスを崩しやすい箇所では、子どもの発達等に応じて、転倒しないようそばについて手助けをしたり、声をかけ見守ったりする。

(4) 目的地

○ 現地の状況確認

- ・構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。
- ・遊具等に危険が無いが安全点検を行う。
- ・ガラス片や犬・猫の糞、たばこの吸い殻等の危険物や不衛生なものが無いか確認し、除去する。
- ・他の利用者との譲り合って利用し、スペースを共有する。

○ 子どもの行動把握

- ・子どもの健康状態を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。
- ・道路等へ飛び出さないように注意する。
- ・遊具等を利用する際には、子どもの発達を勘案し、特に安全確保に注意を払う。
- ・砂場では、砂を目や口に入れないように見守る。
- ・不審者には近づかないよう注意を払う。

○ 子どもの人数や健康状態の確認

- ・目的地への到着時や出発時に加え、必要に応じて人数や健康状態を確認する。

(5) 帰園後

○ 子どもの人数、健康状態等の確認

- ・子どもの人数を確認する。
- ・子どもの健康状態、ケガの有無を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。

(別添資料6)

園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項

【未然防止のための取組】

<現場への注意喚起>

- 保育中の園児の確認の仕方や点呼の際の留意事項をチラシにして各園に配布する
- 自治体の元職員が巡回職員として、各園の散歩などの園外活動時に同行し、気になる点などを適宜指導する

<園外活動時の人的支援>

- 園外活動に当たって、保育支援者（キッズ・ガード）の活用を促進している
- 散歩中の見守りのため短時間勤務職員を雇い上げている

<指導監査時の対応>

- 園児が行方不明となった場合の対応マニュアル（フローチャート等）を作成しているかについて、指導監査の際に項目化し、確認を徹底する
- 指導監査時にヒヤリ・ハット事案も含めて発生した事故を確認し、起きた要因や施設として何が足りなかったのかを把握し、指導する
- 指導監査時に事故発生報告を確実に行政に報告しているかなどを点検し、各園の安全管理体制をチェックする

<事故報告の共有>

- 園児の見落とし等を含む事故の発生状況について、年次報告として取りまとめ、各園に共有する

【実例を踏まえた留意事項】

- 行き慣れない公園には、死角を正確に把握していないことなどにより、園児を見失うケースがあった
⇒ あらかじめ職員による下見を確実にを行うことなどが考えられる
- 公園への散歩から園舎に戻る際、人数確認を行ったものの、人数確認に時間を要した結果、確認中に園児が離脱していたケースがあった
⇒ 複数の職員で連携して園児の確認を行うことや、開かれた場所で人数確認を行うなどの取組が考えられる
- 朝夕の保護者の出入りが多くなるタイミングで、園児の抜け出し事案が起きたケースがあった

⇒ 保護者の出入りの多い時間帯は、特に門扉が確実に閉まっているかなどの確認を徹底することなどが考えられる

- 園舎に隣接している施設での活動であったため、園児の確認が疎かになったケースがあった

⇒ 園外活動時かどうかにかかわらず、保育中は、常に全員の園児の動きを把握することを徹底することなどが考えられる

- 公園などで、複数の園が同時に活動する場合に、自園の園児が他園の園児の中に紛れ、見失ってしまうようなケースがあった

⇒ ・ 自園の目印となるような帽子などを着用させるなど、自園の園児であることを視認しやすくするための工夫を行う
・ 確認時には、園児を列に並べて顔及び名前を確認する、複数の職員により複数回確認する
・ 他園と連携を図り、同じ公園の中でも遊び場所を分けること、帰園時に声を掛け合うことなどが考えられる

(37) 教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について

参考

事務連絡
令和6年3月22日

各都道府県・指定都市・中核市保育主官部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

令和4年9月、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、バス送迎に当たった安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」をとりまとめ、こうした事案が今後発生しないよう、各種対策を推進してまいりました。

この中でも、送迎用バスに対する安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されており、令和6年3月31日で経過措置の期間が終了となります。

昨年中に実施した教育・保育施設等における安全装置の装備状況の調査(第2回)及びその後の聞き取りにおいて、全ての地方自治体から、経過措置期間終了までには安全装置の装備が全て完了するとの報告をいただいておりますが、今一度、装備予定と回答していた施設・事業所が、実際に装備を完了したことにつ

1

いて、確認いただくようお願いします。

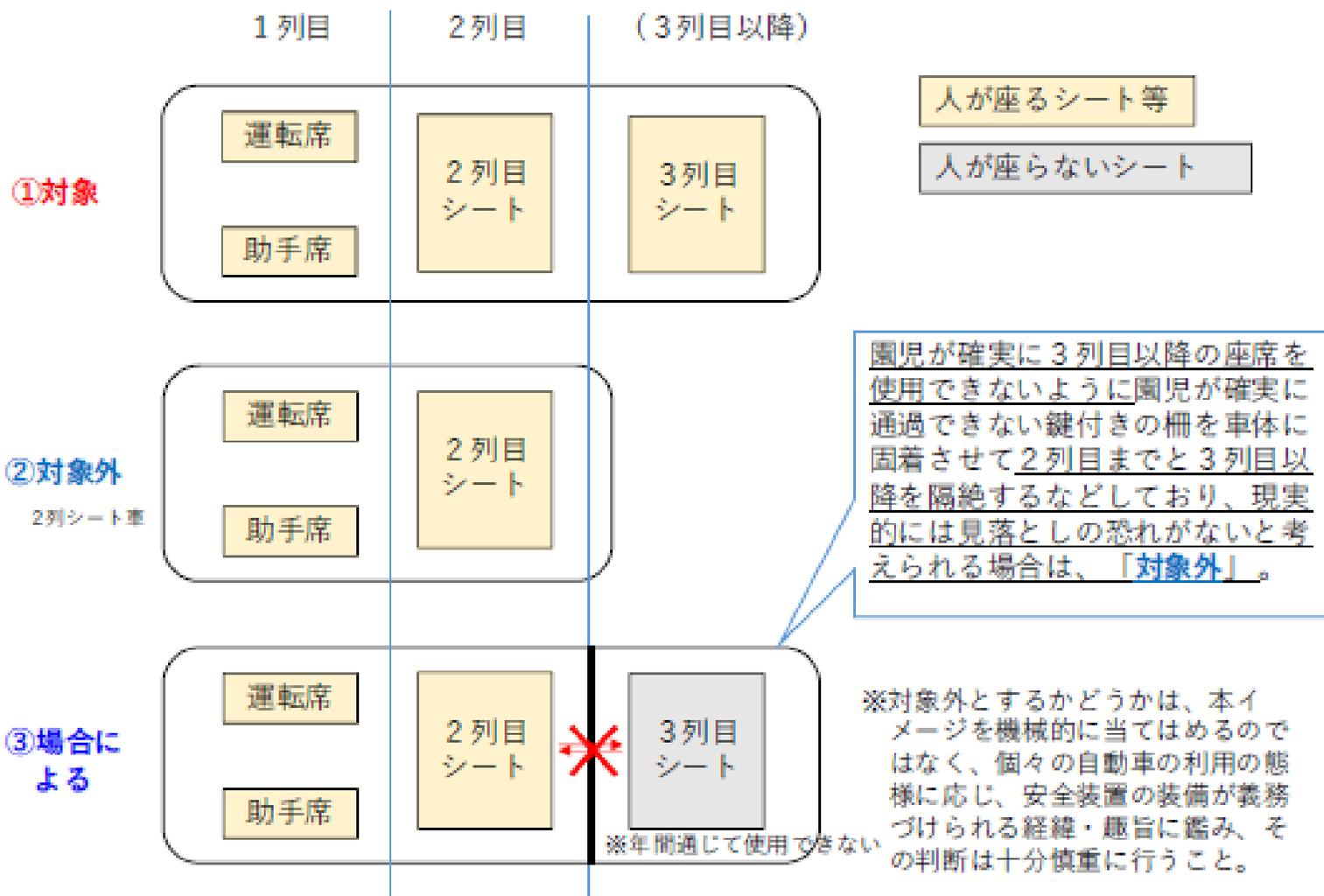
令和6年3月末に経過措置の期間が終了した後は、安全装置を装備していない送迎用バスが運行することのないよう、引き続き、安全装置の装備の徹底に御配慮いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

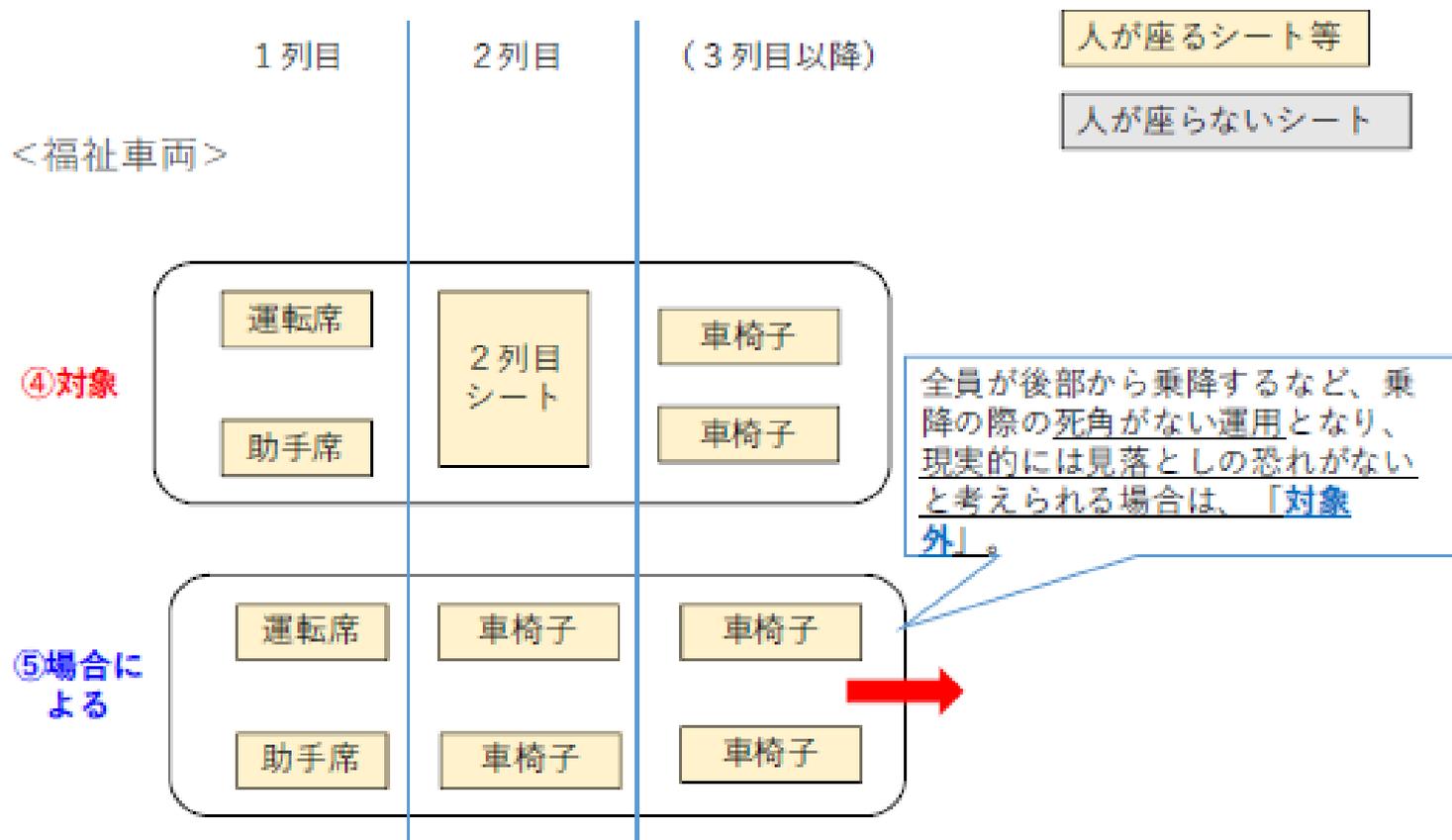
- 送迎用バスに対する安全装置の装備全般に関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
[Mail:anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp](mailto:anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp)
- 幼稚園、特別支援学校(全類型)及び認定こども園(幼稚園型)に関すること
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
[Tel:03-6734-2696](tel:03-6734-2696)
- 保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
- 認定こども園(幼保連携型、保育所型、地方裁量型)に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
- 認可外保育施設(全類型)に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等
デイサービスに関すること
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)

2

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

令和5年4月施行省令改正

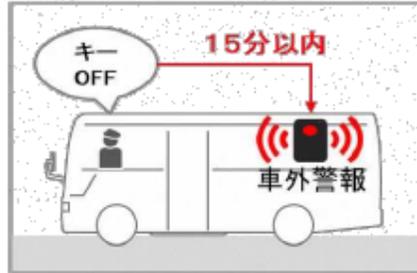
「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(国土交通省URL)
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html

ガイドラインにおいて規定された主な要件

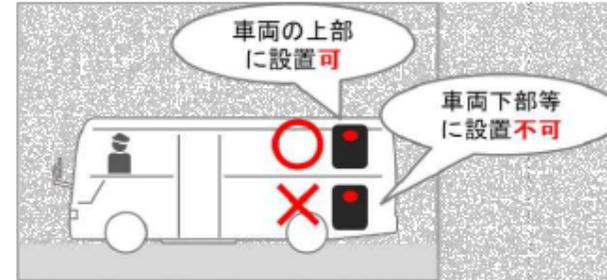


- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

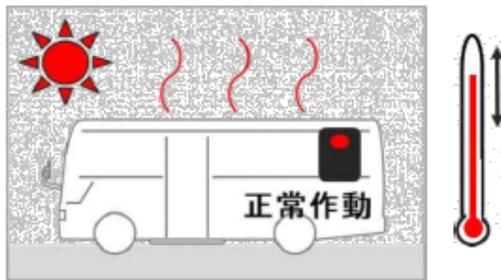
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

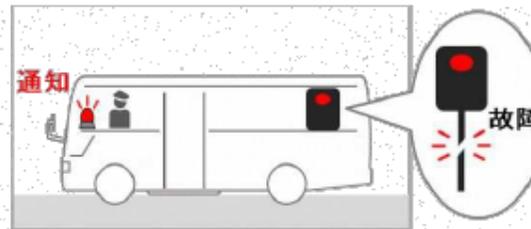


- ③ 十分な耐久性を有すること
例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置  国土交通省

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

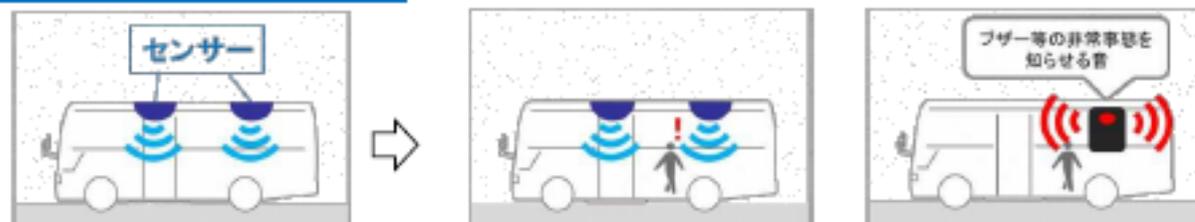


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**

置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

令和8(2026)

12/25

施行予定

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

子ども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point
1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。

Point
2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point
3

制度開始後のトラブル防止のため、**制度開始前から、採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**しておいてください。

子ども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。子ども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象

対象事業

- ・学校(幼稚園、小中高)
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童養護施設
- ・障害児施設 など

認定対象

対象業務

- ・教員、部活動指導員
- ・保育士
- ・児童指導員
- ・児童発達支援管理責任者 など

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり、病児保育
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など
- ・保育従事者
- ・子育て支援員研修等受講者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後^{※1}、対象事業者には、次の措置が求められます。

- ・安全確保措置 …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- ・情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
 - ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**
- 等の対応を、**制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要**です。



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと^{※3}

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID^{※2}の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降を予定しています。

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

子ども性暴力防止法の詳細については、[こども家庭庁ウェブサイト](#)をご覧ください。

子ども性暴力防止法

検索



令和8(2026)
12/25
施行予定

こどもに接する現場で働く皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point 1 こどもに接する現場で働く方は、**性犯罪前科の有無の確認**が必要になります。

Point 2 性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就くことができなくなります。**

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校(幼稚園、小中高) 認可保育所、認定こども園 児童福祉施設 など 	<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設 放課後児童クラブ 学習塾、スポーツクラブ など
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> 教員 保育士 児童指導員 など 	<ul style="list-style-type: none"> 保育従事者 放課後児童支援員 塾講師、指導員 など

対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意性交等

不同意わいせつ

児童買春

児童ポルノ所持

痴漢

盗撮

未成年淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。
※令和8(2026)年12月25日開始を予定しています。

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



こどもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- 性犯罪前科があると確認された場合
- 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



こどもまんが
こども家庭庁

2025年9月作成

こども性暴力防止法施行ガイドライン

図表 4 学校設置者等となる対象施設・事業

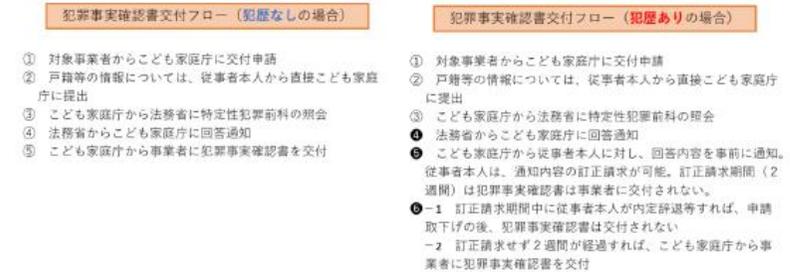
分類	施設・事業
学校教育法 関係	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（法第2条第3項第1号イ） 専修学校（高等課程）（同号ロ）
認定こども園 関係	<ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園（同号ハ） 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園（同号ニ）
児童福祉法 関係	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所（一時保護施設を含む。）（同号ホ） 指定障害児入所施設等（同号ヘ） 乳児院（同号ト） 母子生活支援施設（同号チ） 保育所（同号リ） 児童館（同号ヌ） 児童養護施設（同号ル） 指定障害児入所施設以外の障害児入所施設（同号フ） 児童心理治療施設（同号ワ） 児童自立支援施設（同号カ） 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援）（法第2条第3項第2号イ） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（同号ロ） 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（同号ハ） 登録一時保護委託者（法第2条第3項第3号）

VI. 安全確保措置（犯罪事実確認）

1. 総則

- 対象事業者は、対象業務従事者について、犯罪事実確認書（本章「4. 犯罪事実確認書の交付（法第35条関係）」参照）により、特定性犯罪事実該当者（※）であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。本章「2. 犯罪事実確認義務等（法第4条及び第26条関係）」参照）を法令で定める期限までに行わなければならない（法第4条及び第26条）。
- 犯罪事実確認の事務フローの全体像は次の図のとおり。

図表 35 犯罪事実確認事務フロー



- 本章では、対象事業者及び申請従事者（犯罪事実確認書の交付申請（以下「交付申請」という。）の対象とする従事者をいう。以下同じ。）が行う事務手続のフローや留意点等を示す。

こども性暴力防止法施行ガイドライン

ア 申請従事者が、日本国籍を有し、特定性犯罪前科がない場合

図表 42 対象事業者及び申請従事者において行う手続のフロー



- ※1 G Biz ID 取得後、学校設置者等及び施設等運営者のアカウント登録は、法施行前に所轄庁を通じて必要情報を取りまとめ、一括登録予定。また、認定事業者等のアカウント登録は、認定申請の前に実施する。
- ※2 いとま特例の「やむを得ない事情」（急な欠員によりすぐに採用・従事させる必要がある場合など）に該当する場合は、その旨もあわせて登録する。
- ※3 従事する事業所、業務、従事予定日等を入力する。また、雇用契約書等をアップロードする。
- ※4 マイナンバーカードを用いた取得ができない戸籍・除籍がある場合には、当該戸籍・除籍の証明書等又は戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を地方公共団体窓口にて取得し、本人特定情報とともにシステムから入力する。

八 認定事業者等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該者に当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認書の交付が受けられないこと。

九 前各号に掲げるもののほか、大規模な災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。

（令第五条の内閣府令で定める場合）

第二十六条 令第五条の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第一号から第五号までのいずれかに掲げる事情があることにより、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者をその業務に従事させていた認定事業者等が、当該業務に従事させた日から三月以内に犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかった場合

二 前条第六号から第九号までに掲げる事情がある場合

(1) 犯罪事実確認の期限

- 学校設置者等は、次に掲げる者について、それぞれ次の期限までに、犯罪事実確認を行わなければならない。

図表 36 教員等の犯罪事実確認の期限

教員等の区分	犯罪事実確認の期限
① 教員等としてその本来の業務に従事させようとする者（施行時現職者（※1）を除く。）	当該業務を行わせるまで（法第4条第1項）
② 施行時現職者	施行日から起算して3年を経過する日（令和11年12月24日）まで（法第4条第3項、令第4条）（※2）
③ 犯罪事実確認を行った教員等であって、確認日（※3）の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続きその本来の業務に従事するもの	当該年度の末日まで（法第4条第4項）（※4）

※1 施行時現職者とは、法の施行の際、現に存在し又は行われている学校設置者等の施設・事業等について、

- ・ 法の施行の際、現に教員等としてその本来の業務に従事させている者
- ・ 施行日の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって、施行日後に当該業務に従事させるもの

をいう（法の施行の際、育児休業、介護休業、産前産後休業等を取得している教員等を含む。）。

※2 施行日から3年を経過する日までの間に当該業務に従事しなくなった者を除く。なお、施行時現職者の犯罪事実確認については、事務が集中しないよう実施時期を分散することとして

こども性暴力防止法施行ガイドライン

図表 43 交付申請後の事務フロー及び所要日数の目安



- ※1 戸籍・除籍情報の登録方法については後述の「③交付申請に必要な書類（申請従事者提出分）」参照。
- ※2 法令の適用の確認等のために更に日数を要する可能性がある。

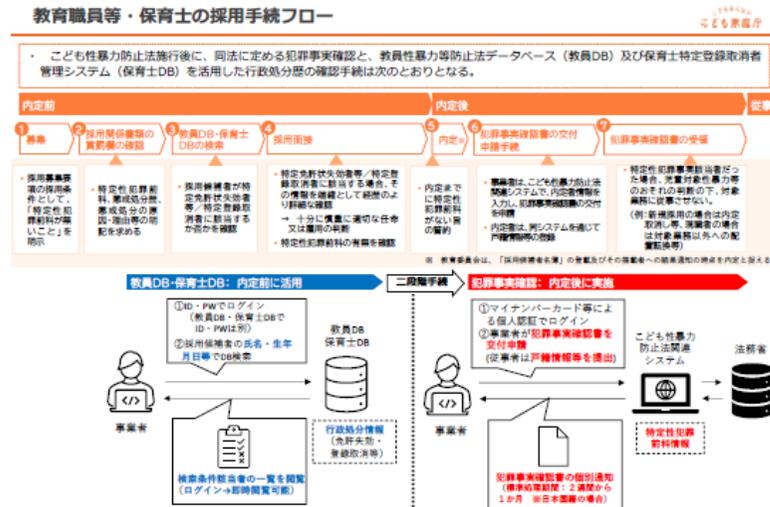
イ 申請従事者が、日本国籍を有さず、特定性犯罪前科がない場合

- 申請従事者は海外からも手続を行うことができる。対象業務に従事するために来日予定の申請従事者については、日本入国後に特定性犯罪前科が判明した場合、こどもに接する業務に就けず帰国せざるを得なくなる事態が生じ得るため、可能な限り、採用選考過程で特定性犯罪前科の有無を事前に確認するとともに、出国前に犯罪事実確認の手続を終えることが望ましい。

図表 44 対象事業者及び申請従事者において行う手続のフロー



図表 62 法施行後の教育職員等及び保育士の採用手続フロー



(4) 都道府県採用のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に対する犯罪事実確認

- 都道府県の教育委員会において任命され、市町村の教育委員会が設置する学校に派遣されるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員（以下「SC、SSW等」という。）については、県費負担教職員に該当しないため、市町村教育委員会が学校設置者等として犯罪事実確認の義務を負う。
- 一方で、県内の複数市町村にまたがる勤務がある場合や、突発事象が生じた（勤務地の域外に所在する）学校への緊急的な派遣がある場合などには、複数の市町村教育委員会において、同一の対象業務従事者について犯罪事実確認を実施する必要が生じることとなる。
- このため、事務負担を軽減し、なるべく効率的に犯罪事実確認に係る事務を行うことができるよう、SC、SSW等の犯罪事実確認書の交付申請事務を都道府県教育委員会が代行できることとする。
- ただし、この場合においても、学校設置者等は市町村教育委員会であるため、犯罪事実確認書の交付は市町村教育委員会が受けることとなる。

こども性暴力防止法施行ガイドライン

2. 学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの一括登録(規則附則第5条関係)

規則附則第5条

(電子情報処理組織の使用に関する準備行為)

第五条 国及び学校設置者等に係る事業の所轄庁は、法の施行の日前においても、学校設置者等が法の施行後第三十一条第一項に規定する電子情報処理組織を使用するために必要な準備行為を行うことができる。

- 学校設置者等については、法の施行と同時に犯罪事実確認等の各種義務が生じることから、施行時点で、犯罪事実確認の申請や業務管理のために必要なこども性暴力防止法関連システムへのアカウント登録が、確実に行われている必要がある。
- 学校設置者等のアカウント登録の方法については、
 - ・ 登録漏れを防ぐ、登録情報に誤りがないかを確認するなどの観点から、所轄庁において、所轄の学校設置者等及びその事業・事業所の基本情報等を取りまとめ、こども家庭庁に提出し、こども家庭庁において一括登録することとする。
 - ・ その前段階として、なりすまし防止、セキュリティの確保等を図るため、GビズIDの取得が必要である。
- 一括登録の流れや登録に必要な事項は次の(1)から(3)までに順次示す。具体的な運用方法や登録様式等については、別途マニュアルにおいて示す。

(1) 学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの一括登録の流れ

① 【学校設置者等・施設等運営者】GビズIDの申請等(令和8年4月末頃まで)

- 次のア及びイに示す手順に従って対応を行う。
 - ア 学校設置者等施設及び施設等運営者が、個別にGビズID(プライム)を申請
 - イ GビズID(プライム)発行後、各事業者は、必要に応じてGビズID(メンバー((第一管理者))を作成・取得
 - ※ GビズID取得後、後述の「③事業者情報の登録」までに、プライム・メンバー(第一管理者)の異動が生じた場合は更新。

② 【デジタル庁】GビズIDの発行

- デジタル庁において、申請されたGビズID(プライム・メンバー(第一管理者))を発行

③ 【学校設置者等・施設等運営者(施設・事業所)】事業者情報の登録(令和8年4月から6月末まで:約3か月)

- 次のア及びイに示す手順に従って対応を行う。
 - ア 施設・事業所が、学校設置者等・施設等運営者の情報を含め、事業者情報(GビズIDを含む。)を所轄庁に登録

イ 5月から7月までにかけて、施設・事業所数に応じて登録期間をこども家庭庁から指定所轄庁の方針に従い、5月より前も登録可能とする。

④ 【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出(令和8年5月から7月末まで:約3か月)

- 次のア及びイに示す手順に従って対応を行う。
 - ア 学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとめた段階で、こども家庭庁に提出(※)
 - イ 所轄庁ごとに締切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとめられ、締切り以前であっても提出可能(こども家庭庁への提出締切りは厳守)
 - ※ 提出に当たっては、所轄庁から「登録とりまとめ」担当((本節「(3)登録とりまとめ担当」参照))に提出し、「登録とりまとめ」担当からこども家庭庁に提出する。

⑤ 【こども家庭庁】データクレンジング・システムへのデータ取込み(令和8年5月中旬から10月末まで:約5か月半)

- 提出された事業者情報を精査の上、所轄庁を通じて学校設置者等に情報を確認し、確定した情報をシステムへ取込み

⑥ 【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備(令和8年11月から12月上旬まで:約1か月半)

- 学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限(犯罪事実確認ができる者等)を設定するか検討

⑦ 【学校設置者等・施設等運営者】権限設定(令和8年12月中旬にシステム暫定稼働)後、犯罪事実確認書の交付申請等(施行日にシステム本格稼働)

- 学校設置者等・施設等運営者は、システム(暫定稼働)上で権限設定を行い、施行日からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請等を実施

図表 115 学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの一括登録の流れ(イメージ)

